

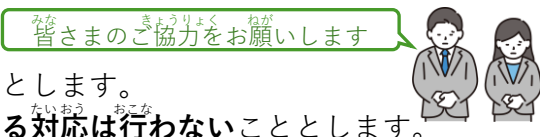
# 「保護者・地域の皆さまへ」

## 「神奈川県立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定と今後の取組

- ▶ 県立学校では、子どもたちへのより良い教育の実現に向けて、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に基づき、働き方改革の取組を推進しています。
- ▶ 県教育委員会は、令和8年3月、改正給特法に基づき「**神奈川県立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画**」を策定しました。
- ▶ 教員が子どもたちに向き合う時間を確保し、教育活動に専念できる環境づくりを一層推進するため、国が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、優先的に見直す業務や適正化を図る業務を定めました。
- ▶ **学校と保護者・地域の皆さまの役割分担の見直し**にご協力ください。

### 学校以外が担うべき業務

#### 校外の見回り、児童・生徒が補導されたときの対応



- ▶ 放課後、特に勤務時間外は、**校外の見回りは原則行わない**こととします。
- ▶ **児童・生徒が補導等されたときは**、特別の場合を除いて**学校による対応は行わない**こととします。

#### 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ▶ 「**県立学校問題解決サポートダイヤル**」で、学校と保護者等との間で**解決が困難な問題に対応**します。
- ▶ 相談等の的確な把握のため**通話録音機能**を導入しています。勤務時間外は**自動音声応答**により対応し、教員の負担軽減を図っています。

### 教員以外が積極的に参画すべき業務

#### 学校徴収金等の徴収・管理

- ▶ 当面は、私費会計業務の見直しや業務アシスタントの活用等により、教員の負担軽減に取り組みます。更なる負担軽減に向けて、事務補助スタッフの配置や出納管理システムの導入等を検討します。

#### 校内清掃

- ▶ 教員は教室等の清掃指導を行うこととし、それを超える業務は、教員以外の人材等の活用を検討します。

#### 部活動

- ▶ 週2日以上<sup>の</sup>休養日を設定します。具体的には、平日は少なくとも1日、土曜日・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とします。1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とします。
- ▶ 部活動指導員の配置拡充に加え、部活動インストラクターの単独引率の条件緩和を検討します。
- ▶ 国の改定ガイドラインを踏まえ、部活動や顧問の在り方について検討します。
- ▶ 大会等運営業務に携わる教員の負担軽減に向けて、高体連等と協議していきます。

### 教員の業務だが負担軽減を促進すべき業務

#### 給食の時間における対応

- ▶ 特別支援学校では、給食の準備・片づけに、給食介助員のほか、教員以外の人材等の活用を検討します。

#### 学校行事の準備・運営

- ▶ **児童・生徒の成長に必要な行事に精選**し、準備・運営に当たっては**コミュニティ・スクールを活用**し、**地域と連携した運営**を進めるほか、必要に応じ教員以外の人材を活用します。
- ▶ 特別支援学校では、付き添いのスタッフの増員を検討します。

#### 進路指導の準備

- ▶ 高校及び中等教育学校では、進路関係資料の整理等への教員以外の人材の活用を進めるほか、ICTを活用して業務を効率化します。
- ▶ 特別支援学校では、社会自立支援員との協働をさらに進めます。

#### 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応



- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる効果的な支援体制を構築します。
- ▶ 「インクルーシブ教育実践推進校」では、生徒の支援に、インクルーシブ教育推進支援員やボランティア等の教員以外の人材の活用を図ります。
- ▶ 外国につながる生徒への指導・支援に、地域人材等の活用や、外部機関との連携を進めます。